

川尻地区の歴史を活かした町並みづくり事業の概要

1. 事業の目的

この事業は、国指定史跡熊本藩川尻米蔵跡及び市指定の景観重要建造物・景観形成建造物が現存する川尻地区において、地域と協働で検討し策定した「川尻地区の歴史を活かした町並みづくりガイドライン」に基づく町並みづくりを進めることで、良好な景観形成の推進及び地域の住環境の向上を図ることを目的としています。



船着場跡(国指定史跡熊本藩川尻米蔵跡)



今村邸(熊本市指定景観形成建造物)

2. 町並みづくりの基本方針

川尻地区の「歴史」「ヒト」「マチ」を活かす町並みづくりの基本方針としています。

歴史

河港町・職人町として栄えてきた川尻の歴史が醸し出す趣のある町並みづくりを目指します。

ヒト

川尻の暮らしに息づく伝統や心地よいもてなしを感じられる町並みづくりを行います。

マチ

川尻に残る歴史的資産を活かし、賑わいの中にも落ち着いた趣のある町並みづくりを進めます。

3. 町並みづくりの保存・修景基準

伝統的様式建造物を保存・修景するとともに、一般建造物についても町並みと調和するための修景を行うことで、川尻の歴史が醸し出す伝統的な雰囲気を感じられる町並みを創造していきます。

原則として2階建てとする。

原則として日本瓦とし、勾配や軒の出を町並みに配慮する。

看板や設備等も町並みに配慮する。



小路町筋 修景イメージ

素材の持ち味を活かし、全体として落ち着いた色彩を基調とする。

格子・腰壁など伝統的様式の建物に見られる形態・意匠を活用する。

4. 町並み協定とは

各町内単位又は各通り単位で、町並みづくりに関する情報の共有を進め、所有者等の多数の合意により川尻地区の「町並みガイドライン」を基にした「町並み協定」を締結します。

「町並み協定」は、地域の皆さんが自主的に結ぶ協定であり、町並み協定が締結された地区を「町並み協定地区」として市長が認定します。

5. 助成制度

熊本市川尻地区の歴史を活かした町並みづくり助成金交付要綱

平成27年3月23日制定

目的

川尻地区の町並み協定地区内で、伝統的様式建造物の保存・修景工事及び一般建造物の修景工事に対して、その経費の一部を助成し、伝統的様式建造物の保存及び利活用の推進及びこれらの建造物と調和した町並みの形成を図ることを目的とする。

助成対象者

建造物の所有者等で、認定町並み協定を締結している者

助成率・上限額・助成対象行為

助成区分	助成対象行為	助成率	限度額
伝統的様式建造物※	外観部分の保存・修景のための設計・工事	1/2	300万円
一般建造物	外観部分の修景のための設計・工事	1/2	150万円

※伝統的様式建造物とは、原則として昭和25年以前に伝統工法によって建てられた木造の建造物をいう。

助成の条件:

- ◇ 伝統的様式建造物は、工事後に要綱に示す伝統的様式建造物の保存・修景基準の全てに適合すること。
- ◇ 一般建造物の場合、工事をする部分が一般建造物の修景基準に適合すること。

6. 現在の状況 (2019.4.1現在)

町並み協定地区の認定箇所

H26.3.26付認定:2箇所

- ・第五町内(中町・下町・小路町筋)町並み協定地区
- ・外城筋町並み協定地区

H27.9.24認定:1箇所

- ・岡町筋町並み協定地区

H30.3.19認定:1箇所

- ・第三町内(新町・店町・正中島筋)町並み協定地区

町屋等助成箇所(計6箇所・平成27~30年度)

- ・第五町内(中町・下町・小路町筋)町並み協定地区:2箇所(町屋1箇所、一般建造物1箇所)
- ・岡町筋町並み協定地区:4箇所(町屋1箇所、一般建造物3箇所)